

別添（第5項関係）

総合評価一般競争入札参加資格審査申請書類作成要項

和歌山県ドクターヘリの製造委託

和歌山県ドクターヘリの製造委託の総合評価一般競争入札に参加しようとする者は、入札公告、入札説明書及び仕様書の内容について熟知の上、当該総合評価一般競争入札についての入札参加資格要件が満たされているか事前に審査を受け、所要の適格認定を得て入札に参加しなければならない。

当該入札参加資格確認の手続等については、入札説明書本文に定めるもののほか、この別添の要項によるものとする。

当該入札に参加しようとする者は、下記に掲げる事項に留意の上、所要の総合評価一般競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類（以下「入札参加資格審査申請書類」という。）を作成（調製）し、所定の期限までに、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局医務課（以下「医務課」という。）へ提出しなければならない。

記

1 入札参加資格審査申請書類を提出する場所及び期間

* 提出する入札参加資格審査申請書類については、持参し、及びその提出書類について説明することが望ましいが、郵送による申請を可とすること。

郵送により事前審査を受ける場合には、申請書類を入れた封筒に申請者の氏名、住所等を表記の上、当該業務の名称とその入札参加資格審査申請書類が在中していることを明記して**書留郵便**で提出期限（受付期間の最終日）の前日までに必着させること。郵送の場合には、必要な確認等は電話で行うこととするため、その連絡が取れない場合、必要な説明が得られない場合その他必要な書類が欠けている場合には受付できない、又は参加資格要件不適格となるので注意すること。

(1) 受付場所

医務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2604

ファクシミリ番号 073-424-0425

(2) 受付期間

令和8年5月15日（金）から同年6月8日（月）までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時00分まで

2 入札参加資格審査申請書類の様式、種類、提出部数等

(1) 入札参加資格審査申請書類は、次に掲げるものとする。

ア 総合評価一般競争入札参加資格審査申請書（様式ア-1）

総合評価一般競争入札参加資格審査申請書（兼委任状）（様式ア-2（申請者が代理人を選任した場合））

イ 業務概要調書（様式イ）

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）

カ 役員等に関する調書（様式カ）

キ 誓約書（様式キ）

(2) 入札参加資格審査申請書類の提出部数は、正本1部とする。

3 入札参加資格審査申請書類の作成(調製)における留意事項

(1) 申請書類に虚偽の記載等をした場合は、当該申請を無効とし、資格確認を取り消すことがある。

(2) 申請書の記入等に当たっては、次のことに注意するものとする。

ア 申請者の氏名は、個人事業者にあつてはその代表者の氏名及び商号(屋号)とし、法人事業者にあつてはその名称及び代表者の職氏名とすること。

イ 申請者の住所は、その主たる事務所の所在地とすること。

ウ 申請書の記入等に使用する印は、2の(1)に掲げる使用印鑑届にて届け出ている印鑑とすること。

エ 申請書の記入等に当たり使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によること。

オ 数字は、すべて算用数字とすること。

カ 申請書の記入等には、黒(青)の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で鮮明に記入すること。また、ゴム印、ワープロ等を使用した作成も可とすること。

キ 字句等を訂正する場合は、二本線で抹消し訂正印を押印の上、その上段に訂正後の字句等を記入すること。

(3) 提出に際して、必要となる添付書類等のうち一つでも不足があれば受付できないので、十分確認の上、提出するものとする。

再提出は、受付期間内に、迅速に行うものとする。

(4) 受付期間後の申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 申請書類の作成及び申請(提出を含む。)に関する費用は、申請者の負担とする。

(6) 申請書類は、返却しない。

4 審査結果の通知

申請者には、「総合評価一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」又は「総合評価一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により同年6月16日(火)までに通知するものとする。

なお、「総合評価一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」は、その後の入札において必要となるので、申請者(入札者)において大切に保管するものとする。

5 不適格認定の理由の説明

(1) 「総合評価一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により必要な入札参加資格の要件が欠けていると認められた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く。)以内に、書面(ファクシミリを除く。)により、その不適格認定の理由について説明を求めることができる。

ア 書面の提出場所

1の(1)に同じ

イ 書面の提出方法

持参又は書留郵便により提出すること。

(2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日(県の休日を除く。)以内に書面で行うものとする。

6 申請書類等についての質問の受付

この要項、入札参加資格審査申請書類等についての質問は、入札説明書等についての質問として、入札説明書本文の4の(3)により行うものとする。